決 定 書

異議申出人

住所 一宮市浅野字八幡裏53番地3 氏名 平松 晃

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から、令和5年1月30日付で提起された令和5年1月15日執行の一宮市長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙及び当選の効力に関する異議の申出について、一宮市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出のうち、選挙の効力に関する異議の申出を棄却し、当選の効力に関する異議の申出を却下する。

本件異議の申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

本件選挙に係る選挙及び当選の効力を争うものである。

第2 本件異議の申出の理由

申出人の本件異議の申出の理由は、次のとおりである。

- 1 当委員会は、公職選挙法第170条第1項及び一宮市の議会の議員及び 長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条に違反して、安易に 新聞折込みその他の方法によって選挙公報を配布した。
- 2 選挙公報がどれほど未配布であるかは調査を待たなければならないが、 それ故、選挙の結果に異動を及ぼす虞がないとは言い切れない。

決定の理由

第1 本件異議の申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の候補者であることを確認したが、令和5年1月30日に提出された異議申出書を確認したところ、異議の申出の要件として記載すべき異議の申出の理由のうち、選挙の効力に関して不明確な箇

所があり、また、当選の効力に関して理由が記載されていなかったことから、 同年2月10日付で補正を指示した。これに対し、申出人からの補正書の提 出はなかった。

当委員会は、本件異議の申出のうち、選挙の効力については形式的要件を備えたものであることから適法なものと認め、これを受理し、当選の効力については形式的要件を備えていないものとして、これを却下した。

第2 法令等の定め

1 選挙の効力に関する争訟

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるとき」、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られる。「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」(昭和27年12月4日最高裁判所判決)とされ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされている。

2 当選の効力に関する争訟

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされるのは、「当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解する」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

第3 当委員会の判断

1 異議申出理由1 (法令等の違反) について

申出人は、法第170条第1項及び一宮市の議会の議員及び長の選挙に おける選挙公報の発行に関する条例(平成17年条例第160号。以下「条例」という。)第5条に違反して、本件選挙における選挙公報を新聞折込み その他の方法により配布したと主張している。

法第170条は、同第167条に規定する、衆議院小選挙区選出議員、 衆議院比例代表選出議員、参議院選挙区選出議員、参議院比例代表選出議 員及び都道府県知事の選挙において、都道府県の選挙管理委員会が発行する、いわゆる義務制選挙公報の配布について定めたものである。申出人は、法第170条第2項の「各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。」という規定をもって、安易に選挙公報を新聞折込みその他の方法により配布することは同条第1項に違反していると主張していると思われるが、本件選挙における選挙公報は、法第172条の2の規定に基づき、「第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより」発行する任意制選挙公報であるため、本件選挙における選挙公報の配布について、法第170条の規定は適用されない。

次に、条例第5条は、選挙公報の配布に関する規定であり、「選挙公報は、 委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。」と規定している。同条において、選挙公報の具体的な配布方法までは規定していないが、条例は、上記のとおり、「第167条から第171条までの規定に準じて」定めており、新聞折込みその他の方法による配布が条例違反に当たるとはいえない。

以上から、公職選挙法及び条例に違反した事実があったと認めることはできない。

2 異議申出理由 2 (選挙公報の未配布) について

申出人は、本件選挙において選挙公報の未配布があり、それにより選挙 の結果に異動を及ぼすおそれがあることを主張していると思われる。

申出人から提出された異議申出書には選挙公報の未配布について具体的な事実が存在することの説明がなく、また、申出人の主張する調査の実態についても不明であるため、当委員会は、申出人に対しこれらについて明確にするよう補正を求めたが、申出人からの補正書の提出はなかった。

以上から、申出人の主張は抽象的なものに過ぎず、選挙の結果に異動を 及ぼすおそれがあると認めることはできない。

3 当選の効力に関する異議の申出について

申出人は、当選の効力について争うとしているが、異議申出書に当選無 効の理由が記載されていない。このため、当委員会は、申出人に対し理由 を明確にするよう補正を求めたが、申出人からの補正書の提出はなかった。 以上から、当選の効力に関する異議の申出については、異議の申出の形 式的要件を満たしていない。

以上のとおり、選挙の効力に関する異議の申出について、申出人の主張はいずれも理由がなく、また、当選の効力に関する異議の申出について、異議の申出の形式的要件を満たしていないことから、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項及び第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年3月1日

一宮市選挙管理委員会 委員長 倉 兼 清 子

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。

決 定 書

異議申出人

住所 一宮市浅野字西大土23番地 氏名 伊藤 幸康

上記異議申出人(以下「申出人」という。)から、令和5年1月30日付で提起された令和5年1月15日執行の一宮市長選挙(以下「本件選挙」という。)に係る選挙及び当選の効力に関する異議の申出について、一宮市選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出のうち、選挙の効力に関する異議の申出を棄却し、当選の効力に関する異議の申出を却下する。

本件異議の申出の要旨

第1 本件異議の申出の趣旨

本件選挙に係る選挙及び当選の効力を争うものである。

第2 本件異議の申出の理由

申出人の本件異議の申出の理由は、次のとおりである。

- 1 当委員会は、公職選挙法第170条第1項及び一宮市の議会の議員及び 長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第5条に違反して、安易に 新聞折込みその他の方法によって選挙公報を配布した。
- 2 選挙公報がどれほど未配布であるかは調査を待たなければならないが、 それ故、選挙の結果に異動を及ぼす虞がないとは言い切れない。

決定の理由

第1 本件異議の申出の要件

当委員会は、申出人が本件選挙の選挙人であることを確認したが、令和5年1月30日に提出された異議申出書を確認したところ、異議の申出の要件として記載すべき異議の申出の理由のうち、選挙の効力に関して不明確な箇

所があり、また、当選の効力に関して理由が記載されていなかったことから、 同年2月10日付で補正を指示した。これに対し、申出人からの補正書の提 出はなかった。

当委員会は、本件異議の申出のうち、選挙の効力については形式的要件を備えたものであることから適法なものと認め、これを受理し、当選の効力については形式的要件を備えていないものとして、これを却下した。

第2 法令等の定め

1 選挙の効力に関する争訟

選挙の効力に関する争訟において選挙が無効とされるのは、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第205条第1項の規定により、「選挙の規定に違反することがあるとき」、かつ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」に限られる。「選挙の規定に違反することがあるとき」とは、「主として、選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手続に関する明文の規定に違反することがあるとき又は直接かような明文の規定は存在しないが選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されるときを指すものと解する」(昭和27年12月4日最高裁判所判決)とされ、「選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合」とは、「その違反がなかったならば、選挙の結果、すなわち候補者の当落に、現実に生じたところと異った結果の生ずる可能性のある場合をいう」(昭和29年9月24日最高裁判所判決)とされている。

2 当選の効力に関する争訟

当選の効力に関する争訟において当選が無効とされるのは、「当該当選人決定についての違法即ち、当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たるものと解する」(平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決)とされている。

第3 当委員会の判断

1 異議申出理由1 (法令等の違反) について

申出人は、法第170条第1項及び一宮市の議会の議員及び長の選挙に おける選挙公報の発行に関する条例(平成17年条例第160号。以下「条例」という。)第5条に違反して、本件選挙における選挙公報を新聞折込み その他の方法により配布したと主張している。

法第170条は、同第167条に規定する、衆議院小選挙区選出議員、 衆議院比例代表選出議員、参議院選挙区選出議員、参議院比例代表選出議 員及び都道府県知事の選挙において、都道府県の選挙管理委員会が発行する、いわゆる義務制選挙公報の配布について定めたものである。申出人は、法第170条第2項の「各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、都道府県の選挙管理委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。」という規定をもって、安易に選挙公報を新聞折込みその他の方法により配布することは同条第1項に違反していると主張していると思われるが、本件選挙における選挙公報は、法第172条の2の規定に基づき、「第167条から第171条までの規定に準じて、条例で定めるところにより」発行する任意制選挙公報であるため、本件選挙における選挙公報の配布について、法第170条の規定は適用されない。

次に、条例第5条は、選挙公報の配布に関する規定であり、「選挙公報は、 委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布するものとする。」と規定している。同条において、選挙公報の具体的な配布方法までは規定していないが、条例は、上記のとおり、「第167条から第171条までの規定に準じて」定めており、新聞折込みその他の方法による配布が条例違反に当たるとはいえない。

以上から、公職選挙法及び条例に違反した事実があったと認めることはできない。

2 異議申出理由 2 (選挙公報の未配布) について

申出人は、本件選挙において選挙公報の未配布があり、それにより選挙 の結果に異動を及ぼすおそれがあることを主張していると思われる。

申出人から提出された異議申出書には選挙公報の未配布について具体的な事実が存在することの説明がなく、また、申出人の主張する調査の実態についても不明であるため、当委員会は、申出人に対しこれらについて明確にするよう補正を求めたが、申出人からの補正書の提出はなかった。

以上から、申出人の主張は抽象的なものに過ぎず、選挙の結果に異動を 及ぼすおそれがあると認めることはできない。

3 当選の効力に関する異議の申出について

申出人は、当選の効力について争うとしているが、異議申出書に当選無 効の理由が記載されていない。このため、当委員会は、申出人に対し理由 を明確にするよう補正を求めたが、申出人からの補正書の提出はなかった。 以上から、当選の効力に関する異議の申出については、異議の申出の形 式的要件を満たしていない。

以上のとおり、選挙の効力に関する異議の申出について、申出人の主張はいずれも理由がなく、また、当選の効力に関する異議の申出について、異議の申出の形式的要件を満たしていないことから、当委員会は、法第216条第1項において準用する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第1項及び第2項の規定により、主文のとおり決定する。

令和5年3月1日

一宮市選挙管理委員会 委員長 倉 兼 清 子

教 示

この決定に不服のある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛知県選挙管理委員会に審査を申し立てることができます。